

社会福祉法人 つみき福祉会 役員等報酬等の支給基準規程

(目的)

第1条 この支給基準に係る規程は、社会福祉法人 つみき福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び同第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員（理事，監事）及び評議員並びに委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する支給基準を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 前条に定める役員等の報酬は、無報酬とする。

ただし、勤務形態に応じて、次項によるもの等についての費用等を支給することができる。

2 役員等が、法人業務等を行う場合には、別表1のとおり、費用を弁償する。この場合、法人に属する職員は除く。なお、交通費の実費が当該の費用弁償額を超える場合は、法人の職員旅費規程（交通費，日当，宿泊料）等に基づき、その実費相当額を別途支給する。

これらの支給に際しては、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除することがある。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(実施に必要な事項)

第5条 この規程の実施に当たっての必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附 則 この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別 表 1 (役員等の報酬)

評議員, 理事, 監事, 評議員選任・解任委員

項 目	日 額
法人(施設)業務を行う場合の出勤	5,000円
上記のほか, 当法人の役員等として会議, 研修会への出席	5,000円